

令和3年6月21日

各町立学校長 様

斜里町教育委員会
教育長 岡田 秀明

「まん延防止等重点措置」を踏まえた学校における新型コロナウイルス感染症
対策について（通知）

各学校におかれましては、この間、感染症対策と学びの保障の両立に関し、多大な尽力を
いただいております。心から感謝申し上げます。

この度、国は新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を解除しましたが、依然と
して札幌市を中心とした医療提供体制がひっ迫している状況等に鑑み、国は「まん延防止等
重点措置」を実施すべき区域として北海道を指定し、道は札幌市において新型コロナウイルス
のまん延を防止するために必要な措置を実施する旨決定しました。

これを踏まえ、市町村教育委員会においては、地域の感染状況等を的確に把握しながら、
感染症対策の実効性の確保を図ることなどについて、道教委から別添のとおり通知があった
ところです。

つきましては、感染症対策の具体的な内容は、下記のとおりとなりますので、各学校にお
かれましては、適切な対応をお願いします。

記

1 札幌市以外（斜里町）の小・中・義務教育学校における留意事項

【期間：6月21日（月）～7月11日（日）まで】

(1) 登下校・日課・授業

斜里町の行動基準は、北海道及び町独自の緊急事態宣言が解除されたことなどにより、
「レベル2」としますが、北海道の警戒ステージが「ステージ5」となっていることを踏
まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の
新しい生活様式」～」(以下「衛生管理マニュアル」という。)による感染症対策の徹底を
図ること。

(2) 学校行事

「衛生管理マニュアル」に基づき、感染症対策を徹底すること。なお、集団宿泊的行事
(修学旅行や宿泊研修等)は、札幌市及び他都府県における緊急事態宣言やまん延防止
等重点措置など感染が拡大している地域を旅行先や宿泊先としないこと。

(3) 部活動

ア 時間や人数、場所等を厳選し、各団体のガイドライン及び衛生管理マニュアルに基
づき、感染症対策を徹底した上で、実施すること。これによりがたい場合は、休止と
すること。

- イ 感染リスクの高い活動は、実施を慎重に検討すること。
- ウ 札幌市内における合宿など泊を伴う活動や対外試合等を自粛すること。
- エ 上記のほか、特別の事情がある場合は、町教育委員会に相談すること。
- オ 大会等への参加については、令和3年（2021年）6月18日付け教健体第324号に基づき、適切に対応すること。
- カ 部活動内での感染を防止するため、特に次の点について留意すること。
 - (ア) 部活動中は、支障のない限りマスクを着用すること。
 - (イ) 部活動後の会食等を控え、速やかに帰宅すること。
 - (ウ) 健康観察を徹底するとともに、発熱の有無にかかわらず風邪症状等がある場合は、症状がなくなるまで部活動を休ませ（登校もさせない）、自宅等で休養させること。
 - (エ) 更衣室ではできる限り換気に努め、マスクを着用し、会話を控えること。
 - (オ) 水分補給用のボトルやタオルなどを共有しないこと。

(4) 臨時休業等の取扱い

衛生管理マニュアルに基づくとともに、児童生徒等が保健所等の指示により、PCR検査等を受検することとなった場合は、直ちに保護者等から連絡を受ける体制を整え、児童生徒と同居家族の感染状況を速やかに把握し、休業等の措置の準備をすること。受検者が陽性となった場合は、保健衛生部局（保健所等）や教育委員会と連携して、学級、学年及び全校での迅速かつ、幅広い休業等の措置を講じること。その後の保健所の疫学調査を踏まえ、休業等の期間や休業する学級等の範囲を適切に判断すること。なお、休業等の期間の長短に関わらず、オンライン学習等により学びを保障するとともに、保護者が家庭で児童生徒の監護ができない場合や児童生徒の留守番が困難な場合等は、可能な範囲で学校等に居場所を確保するよう努めること。

また、児童生徒や同居家族の感染状況の把握に当たっては、十分家庭等と連携を図ること。

なお、このことについては、令和3年6月4日付け教健体第278号通知を踏まえ、適切に対応すること。

(生涯学習課)